

JAF 一般社団法人日本自動車連盟公認

2018年オートボックス全日本カート選手権OK部門 第3戦/第4戦

2018年全日本カート選手権FS-125部門 東地域第2戦

2018年地方カート選手権FP-3部門/FS-125部門 東地域第2戦

2018年ジュニアカート選手権FP-Jr部門/FP-JrCadets 東地域第2戦

特別規則書（草案）

主催

チーム ケービーエフ

共催

有限会社セーフティパーク本庄

公 示

本選手権競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則、それに準拠したJAF国内競技規則、JAF国内カート競技規則とその付則、2018年日本カート選手権規定、2018年全日本/地方/ジュニアカート選手権統一規則、および本特別規則書ならびに公式通知に従って開催される。

第1章 大会開催に関する事項

第1条 競技会名称

2018年オートボックス全日本カート選手権OK部門 第3戦/第4戦

2018年全日本カート選手権FS-125部門 東地域第2戦

2018年地方カート選手権FP-3部門/FS-125部門東地域第2戦

2018年ジュニアカート選手権FP-Jr部門/FP-JrCadets部門東地域第2戦

第2条 競技の種目、クラス区分と格式

種目 :スプリントレース

区分・格式

【国内格式】	全日本選手権	OK部門	/	FS-125部門
【準国内格式】	地方選手権	FS-125部門	/	FP-3部門
	ジュニア選手権	FP-Jr部門	/	FP-Jr Cadets部門

第3条 開催日と場所

開催日:2018年6月2日(土)~3日(日)

場所:「本庄サーキット」(全長1098m) コース公認NO 1105-18

〒367-0224 埼玉県本庄市児玉町高柳883

TEL:0495-72-9611 / FAX:0495-72-9612

第4条 オーガナイザーの名称

主催:チーム ケービーエフ

〒336-0923 埼玉県さいたま市緑区大間木1666-1

共催: 有限会社セーフティパーク本庄

〒367-0224 埼玉県本庄市児玉町高柳883

第5条 大会組織委員会および審査委員会

組織委員長	高野 進一	審査委員長	JAF派遣
組織委員	高野 健太	審査委員	JAF派遣
組織委員	高野 なお美	組織委員会指名審査委員	和田修

第6条 競技役員

競技長	照井 文之	副競技長	及川 光由
コース委員長	坂本 忠邦	計時委員長	虻川内 誠
進行委員長	大櫃 潔	管制長	谷津 吉広
技術委員長	山崎 勇	副技術委員長	小久保 薫
事務局長	浅見 真吾	事務局次長	高野 健太
医師団長	砂川 美希	救急委員長	高野 直美

第7条 大会事務局

有限会社セーフティパーク本庄

〒367-0224 埼玉県本庄市児玉町高柳883

TEL:0495-72-9611 / FAX:0495-72-9612

第2章 競技会参加に関する事項

第8条 エントリー

所定の参加申込用紙に必要事項を記入の上、現金書留(当日消印有効)にて参加料・ピットクルー登録料を添えて第7条「大会事務局」宛に郵送すること。又は大会事務局に直接持参すること。

1) 受付期間

2018年4月2日(月)～2018年5月13日(日)

郵送によるエントリーの受付

大会開催2カ月前より3週間前までの消印有効。但し現金書留にて郵送すること。

2) 遅延申込

予め事務局に対して連絡した場合は遅延事務局手数料を含めた料金を支払う事で申込を受ける事がある。但し、この場合は5月16日(水)までに全ての必要書類と参加料金が届いていなければならない。

3) 遅延事務局手数料

全クラスとも、1エントリーにつき6,500円とする。

4) 受理または拒否の通知の発送日

大会開催の2週間前から発送当日を除き5日前までの消印をもって発送する。

5) エントリーする際に必要なもの

参加申込書・ドライバーライセンス及びエントラントライセンスのコピー・加入保険証のコピー

エントリーフィー・競技会参加に関する誓約書

(※ドライバーまたは、ピット要員が20歳未満の場合、参加申込書の誓約・出場承諾書に保護者の署名および捺印と印鑑証明書(3ヶ月以内に取得したもの)を必要とする。

ドライバー署名欄には認印、親権者署名欄には必ず実印を押印して下さい。

※競技会当日は、健康自認書を持参すること。

6) 申込先 〒367-0224 埼玉県本庄市児玉町高柳883 本庄サーキット

TEL:0495-72-9611 / FAX:0495-72-9612

7) 登録内容の変更

ドライバーおよび車両の登録内容の変更は下記の期日まで認められる。

ドライバー：参加受理書発送まで

車両：選手受付終了まで

8) 選手受付・公式車検および決勝スタート時刻

公式通知にて示す。

9) 公式通知掲示板の場所

受付事務所横の公式掲示板にて掲示される。

第9条 エントリーフィーおよびピット登録料

選手権	部門	参加料	登録料	含まれるもの
全日本	OK	51,500円	ピットクルー 3,100円/1名	消費税、ドライバー保険 2レース分
	FS-125	43,500円		消費税、ドライバー保険 ドライタイヤ1セット
地方戦	FS-125	24,000円		消費税、ドライバー保険
	FP-3	24,000円		消費税、ドライバー保険
ジュニア	FP-Jr	66,000円	エントラント 1,050円/1名	消費税、ドライバー保険、 ドライタイヤ1セット デリバリーエンジン1基
	FP-Jr Cadets	63,000円		

※上記に明記する保険とは主催者が付保する保険のことである。

※1 ドライバー1名に対してピットクルーは最大2名まで登録可能

第10条 保険

1. 参加するドライバー及びピットクルーは、主催者の付保する保険とは別に、2018年全日本/地方/ジュニアカート選手権統一規則第2章第11条1を満たす保険に加入していなければならない。

第3章 エンジンおよびカートに関する事項

第11条 使用タイヤ

使用するタイヤは、2018年全日本／ジュニアカート選手権統一規則 第3章第17条10.1)、2018年地方カート選手権統一規則第3章第17条10.の通りとする。

第12条 タイヤディストリビューション

全日本選手権／ジュニア選手権
2018年全日本／ジュニアカート選手権統一規則第3章第17条10.5)に基づき、ディストリビューション制とする。

第13条 燃料検査

ガソリン、エンジンオイルは予告なく抜き打ち検査(タンク内の燃料を採取する等)を行なう場合がある。この場合エントラントは、必ずその指示に従わなければならない。
燃料に対して不正行為の疑義が生じた場合は、詳細な検査を行なう場合がある。その際に発生した検査費用の一切をエントラント(未成年者の場合は保護者)が負担するものとする。

第14条 エンジン交換

全日本選手権／地方選手権
2018年全日本／地方カート選手権統一規則第3章第16条2に基づき、交換が認められる。その際の再登録料は2,000円とする。

ジュニア選手権
2018年ジュニアカート選手権統一規則第3章第16条2に基づき、交換が認められる。その際の再登録料は25,000円とする。
なお、変更(交換)申請は、各ヒート20分前までに大会事務局へ提出すること。

第15条 ボディワーク

2018年全日本／地方／ジュニアカート選手権統一規則第18条の通りとする。

第4章 競技に関する事項

第16条 周回コース及び周回数

コース長1098m 出走台数34台(決勝進出台数)
周回数(レース距離)

選手権	部門	公式練習	タイムトライアル	予選ヒート	セカンドチャンス	決勝ヒート
全日本	OK	各10分間	各7分間	15周(16.470m)	9周(9.882m)	25周(27.450m)
	FS-125			15周(16.470m)	9周(9.882m)	25周(27.450m)
地方	FS-125			15周(16.470m)	9周(9.882m)	20周(21.960m)
	FP-3			15周(16.470m)	9周(9.882m)	20周(21.960m)
ジュニア	FP-Jr			15周(16.470m)	9周(9.882m)	20周(21.960m)
	FP-Jr Cadets			10周(10.980m)	9周(9.882m)	15周(16.470m)

第17条 公式練習

2018年全日本／地方／ジュニアカート選手権第4章第23条に基づき、各10分間の公式練習を行なう。

第18条 タイムトライアル

各部門において参加台数が24台以下の場合はグループ分けせず、各7分間のタイムトライアルを行なう。
各部門において参加台数が24台以上の場合は1グループの出走台数が24台を超えず、かつ可能な限り同数となる複数のグループに分けられ、各グループ7分間のタイムトライアルを行なう。
グループ分けがある場合は2018年全日本／地方／ジュニアカート選手権統一規則第4章第24条2に基づき、タイムトライアル出走順を、大会当日の参加確認受付時に抽選により決定し、発表はドライバーズブリーフィング開始時まで公式通知にて行なう。抽選結果に対する抗議は一切受け付けない。

第19条 スタート方式

各ヒートのスタートは信号を用いる。

第20条 ウェイティンググリッド

決勝ヒートのローリング前ウェイティンググリッドは、大会事務局前ダミーグリッドとする。

第21条 エンジン始動ならびに作動

パドックエリア、ウェイティンググリッドならびにオーガナイザーが指定したエリアにおけるエンジンの始動および作動については、カートが走行可能な装備等を具備し、リアタイヤが地面に接地した状態(リアタイヤが常に地面に接触した状態)でのみ認められる。ただし、全日本選手権・地方選手権FS-125部門については、オーガナイザーが指定したウォーミングアップエリアにおいては、リアタイヤが地面に設置しない状態でエンジンの始動・作動が認められる。これに違反した場合、2018年全日本/地方カート選手権統一規則第6章第38条23に基づき、警告または罰金もしくは相応の罰則が与えられる。

第22条 吸排気消音器の脱落について

走行中(公式練習、タイムトライアル、予選ヒート、セカンドチャンスヒート(設定する場合)、決勝ヒート)の吸排気消音器の脱落については下記の通りとする。

- (1)脱落して即座に安全な場所に移動して停止した場合、および徐行にてピット(再車検場)へ移動した場合は、当該ヒート失格とする(公式練習を除く)。
- (2)脱落して走行し続けた場合は、レース失格とする。

第5章 その他

第23条 消火器携帯の義務

各ドライバーは2018年全日本/地方/ジュニアカート選手権統一規則第4章第30条17の条件を満たす消火器を1本以上備えておかなければならない。公式車検時に封印(マーキング)するため、上記条件の消火器を公式車検時間内に車検場へ持参すること。

第24条 自動計測装置

オーガナイザーが用意する自動計測装置取り付けを参加者は拒否出来ず、取り付けを拒否したドライバーの出走は認められない。
オーガナイザーが指定する時刻に発信機配布を受け、公式練習までに指定取り付け場所に装着する事。
(指定取り付け場所とは、オーガナイザーが指定する場所)
レース終了後、必ず大会事務局への返却を行なう事。
自動計測発信機を装着するホルダーは発信機とともに配布する。

第25条 ピットエリア

下記の者以外のピットエリアへの進入を禁止する。

■本大会登録ドライバー ■本大会登録ピットクルーならびに登録エントラント

■大会役員

■その他審査委員会もしくはオーガナイザーより申請を認められた者(プレス関係者など)

※必ずクレデンシャルならびに大会事務局より配布されるアイテムを装着すること。

但し、プレス関係者は、オーガナイザーより配布されるプレス専用の胸ゼッケンを着用すること。

非装着者は如何なる理由があってもピットエリアより排除されるものとする。

第26条 ブリーフィング出席義務

(1)本大会に出場するドライバーおよびエントラントは、公式通知に指定された時間のドライバーズブリーフィングに出席し、かつ出席表に署名しなければならない。

(2)エントラントがやむを得ず出席出来ない場合は、代理人による出席が認められる。

(3)ブリーフィングに遅刻、欠席した場合は、オーガナイザーが定めるブリーフィング料を支払い、再ブリーフィングを受けなければならない。

※再ブリーフィング料金10,000円

第27条 賞典

各部門の賞典は決勝ヒート正式結果により、正賞、副賞が授与される。
賞典対象順位は公式通知により示され、賞典の受け渡しは各クラス正式結果発表後とする。

第28条 車載カメラについて

全日本／地方／ジュニアカート選手権全クラスにおいて、車載カメラの取り付けを禁止する。

第29条 競技ナンバーについて

① ナンバープレートは前後左右に必備とする。取り付け方および形状については「JAF国内カート競技規則」第9条1. および第28条による。側方のナンバーは最小高15cmとする。なお、前方にはフロントパネル装着しなければならない。

② ナンバープレートの色及び口字の色は下記の通りとする。

	全日本 OK	全日本 FS-125	地方 FS-125	地方 FP-3	ジュニア FP-Jr	ジュニア FP-Jr Cardets
ナンバープレートの色	黄	黄	白	黄	黄	白
文字の色	黒	黒	黒	黒	黒	黒

(3) 全日本選手権／ジュニア選手権

① 前後の競技ナンバーはJAFから支給されたナンバーを、検査を受ける前に取り付けていなければならない。

② 側方の競技ナンバーはJAFから支給されたナンバーをサイドボックスパネル上の後輪側に検査を受ける前に取り付けていなければならない。

③ 競技ナンバーの下地のプレート色は各参加者が用意しなければならない。

(3) 地方選手権

① 前後の競技ナンバーは、エントリーが用意しなければならず、検査を受ける前に取り付けていなければならない。

② 側方の競技ナンバーは、エントリーが用意しなければならずサイドボックスパネル上の後輪側に前後競技ナンバーと同色の下地と指定ナンバーを検査を受ける前に取り付けていなければならない。

第30条 施設医療について

救急病院 病院名

児玉中央病院

〒367-0218

埼玉県本庄市児玉町児玉南3丁目3番1号

TEL 0495-72-0030

第31条 指定ガソリンスタンド

販売店名:株式会社竹内商会 児玉SS

販売店住所:埼玉県本庄市児玉町金屋287

(本庄児玉インターより進行、本庄サーキット手前1Km金屋の信号カド)

TEL:0495-72-3121